

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	池田 (池田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜、酪農や繁殖和牛を組み合わせた複合経営が多い。農地については、ほ場整備農地が大半で、サイフォンによる給水設備も整っており、優良農地について放棄田の発生はほぼない。一方で大規模経営体はなく、高齢農家が多く、また山裾に位置するため、鹿による獣害対策も課題となっている。新規参入者も数例あるが、10年先を見据えた時、管理できなくなる農地が出てくる懸念がある。後継者が経営を順調に継承している農家もあるが、移住者を含めた新たな担い手確保も必要であると考えている。

農業者:20人(うち、50歳未満あるいは後継有6人)、他地区からの入作2人(うち、50歳未満1人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者や参入者による露地野菜が増えており、水稻と露地野菜は慣行法により栽培されている。地区内の畜産農家との耕畜連携も盛んに行われており、WCS用稲や牧草を家畜の飼料として利用し、畜産農家の堆肥を有効に活用した連携を今後も推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

池田地区および一部前平地区
(別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者や新規参入者などが現れたら優先的に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
希望者があれば、活用していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、基盤整備された農地が大半を占めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
水稻、野菜、畜産とすでに多様な経営体が確保できていることから、今後は後継者の育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
利用できるサービスがあれば検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年、頻繁に鹿が出没するため、地域において有効な対策を検討する。
- ②、⑨引き続き地域内で耕畜連携の取り組みを推進する。
- ③スマート農業について、新技術を活用して作業の効率化、省力化を進める。
- ⑦農地水環境保全隊活動により、溜池、水路及び農道の保守点検や補修等を行う。